

令和 7 年 11 月 12 日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育文

東京都情報公開条例第 39 条第 4 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 9 月 22 日付 7 中精事第 1289 号により、当審議会に対して諮問された「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務（以下「本事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生に関して考慮すべきリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

ただし、一部課題が残されているなど留意が必要な点等について、次のとおり意見する。

1 委託等の取扱いについて

- (1) 本事務は30万人近い対象者の情報を取り扱っており、大規模な業務といえることに鑑みると、これを委託により処理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報漏えい等のリスクが高まる要素もあり、本事務で取り扱う情報は特段の配慮を要するものであることから、東京都（以下「都」という。）としても委託者の立場から受託者及び再委託先（以下「受託者等」という。）が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか監督し、受託者等において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認する必要がある。
- (2) PMHの利用・情報連携業務及び運用保守業務については、都がデジタル庁に委託を行い、再委託が行われている。当該業務については情報セキュリティに係る全国的な水準の確保と効率的な事務の実施が要請されており、全ての都道府県が同一のシステムを利用し、デジタル庁が当

該システムを管理する立場として一貫して運用保守業務を受託する必要性は高いと考えられる。

一方、(1) のとおり都としても受託者等において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認することが必要であるが、現時点では、受託者等からの情報提供を十分に受けられているかという懸念が残されている。

今後、受託者等における必要な安全管理措置が確保される体制の一層の強化に向け、受託者やシステム事業者に対して今後も積極的に情報提供を求めるほか、同システムを利用する他の部署とも連携して最新の情報を収集・共有するよう努めること。

2 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、今後も継続して、様々な主体が多量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、枚数確認を着実に実施するとともに、廃棄委託における都職員の立会いの実施についても改めて検討すること。

なお、立会いに代えて受託者に証明書や写真等を提出させる場合については、その内容をマニュアル等によって具体的に指定するなど、安全管理措置の水準において都職員の立会いと同等のものとなるよう検討すること。

また、書庫の施錠方法や入退室管理、文書搬送委託の仕様等、保管に係るより強力な安全対策について、類似の事務を担当する部署とも協力し、引き続き厳格な運用管理に努めること。

3 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかなデータ削除、以上の実施手順を遵守することを受託者に教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

4 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても、定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用すること。

特に、今回追加となる保険情報照会については、運用開始までに具体的な手順や体制について不明瞭な点がないよう整理し、マニュアル等を作成して都職員へ周知徹底するなど、万全の体制を整えてから実施すること。

5 事務実施体制について

特定個人情報保護評価書では、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことが宣言されている。特定個人情報保護評価書に記載されている措置を確実に実行するには、その実行に必要な事務実施体制を構築することが重要である。担当部署のみならず担当局全体で協力し、体制についてその強化等を十分に検討すること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和7年9月22日	諮問
令和7年10月10日、17日及び22日	本評価書案概要説明・審議 (第99回特定個人情報保護評価部会)
令和7年11月6日	審議(第100回特定個人情報保護評価部会)
令和7年11月12日	「自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に關与した委員の氏名)

神橋 一彦、田部井 彩、西貝 吉晃